



国 監 告 第 1 9 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、例月出納検査（随時監査）に係る監査結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成23年3月30日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 中 川 喜美代

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

ア. 実施期間

(ア) 事前調査

平成23年3月2日（水）から平成23年3月15日（火）まで

(イ) 実施

平成23年3月22日（火）

イ. 対象部局

(ア) 生活環境部市民協働推進課

(3) 対象事項及び範囲

ア. 対象事項

平成22年度国立市一般会計（歳入）

市民プラザ（生活環境部市民協働推進課）に係る事業の使用料及び
手数料について

予算科目 12.01.01.01

12.02.01.01

イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

ア. 実施通知 平成23年3月2日（水）

イ. 資料提出期限 平成23年3月11日（金）

ウ. 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

エ. 実施 監査委員による監査（前記のとおり）

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア．予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．現金取扱員以外の者が、現金を取り扱っていないか。

イ．収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

ウ．収納金は遅滞なく指定金融機関に払い込まれているか。

エ．釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

オ．調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

カ．調定の時期及び手続きは適正か。

(6) 結 果

ア．概 評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、概ね良好であった。

イ．個別事項

(ア)指摘事項 なし

(イ)要望事項 なし

(ウ)意 見

「北、南市民プラザ施設利用取消に伴う使用料の還付事務について」

地域コミュニティの活性化及び行政サービスの向上を図るため北、南市民プラザ施設内会議室・多目的ホール・音楽練習室・和室・調理実習室を有料にて貸出しているが、使用取消しに伴う使用料の還付については、くにたち市民プラザ条例施行規則第 12 条の規定及び申込者本人の利便性に配慮し、国立市会計事務規則第 76 条第 3 項「資金前渡」等の規定に準じた手続きを行い、前渡金として保管している現金により窓口払いとしている。

しかし、現金管理及び歳入戻出、精算、戻入手続きなど事務量の増加及び複雑化が見受けられたことから、現在行っている現金還付を口座送金に切り替えるなど事務処理の見直しが必要と考える。

以上